

研修生 奮闘中



摘果を教わる研修生（左）と受入農家（右）

令和3年（2021年）に「有田川町農業後継者受入協議会」が発足し、会員の14団体が農業を学ぶ研修生の受け入れや地域の担い手問題などに積極的に取り組んでいます。

現在3人の研修生が、会員の指導のもと農業技術の習得や経営方法などを学び、独立就農を目指し研修に励んでいます。

研修生は「教えてもらうことが初めてなので楽しいですし、他の農家さんの園地に入ることがなかったのですごく勉強になります」と充実した様子で、受入農家の方は「人に教えることで自分も勉強になるし、伝え方を考え工夫することが自分にも良い経験になっている」と話してくれました。

募集しています

農業後継者受入協議会 会員

担い手育成の要である「親方」になってみませんか。会員同士が連携して、研修を実施することも可能です。

農業研修生

農業に挑戦するため技術を習いたい方を随時募集しています。

要件を満たせば国の補助事業を活用できます。

後継者未定の農地など

畑の耕作をスムーズに引き継ぐことで、遊休農地化を防げたり担い手の規模拡大につながるなどの効果が期待できます。お早めに産業課までご相談ください。



農器具や倉庫

新規就農者には、倉庫などの設備確保に苦労される方も多いです。

貸出希望や有効活用が可能な設備があればご相談ください。



援農者滞在・農家民泊施設改修費用補助金

自宅や倉庫を改修し、援農者などの滞在施設にしませんか？

●対象

- ・個人／町内に住民登録されており、町内で農業を営営する農業者
- ・団体／農業協同組合、農業者で組織する団体もしくは協議会（代表者の定めがあり、かつ組織および運営に関する規約が定められているもの）など

- 補助対象経費／季節労働者または農業体験希望者の受け入れのために滞在と宿泊が可能な状態にするために必要な改修
※障子・ふすまの張り替え、畳の表替えなどの軽微な修繕工事および現状で使用可能な状態の改修は除く

●補助金額

- ・援農者滞在场所／補助対象金額の2分の1（上限50万円）
- ・農家民泊施設／補助対象経費の3分の2（上限100万円）

●申し込み方法／持参または郵送

※郵送の場合は「有田川町援農・農家民泊施設推進事業申込書在中」と朱書きの上、簡易書留で送ること。

●その他／詳細は産業課（金屋庁舎）までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



まだ間に合います！